

議案第 123 号

伊賀市生活館条例の一部改正について

伊賀市生活館条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市生活館条例の一部を改正する条例

伊賀市生活館条例（平成 16 年伊賀市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。